



弁護士法人

みなみ総合法律事務所

ニュースレター ● 目次

①代表挨拶 ②事務所紹介インタビュー ③セミナー報告



1

代表挨拶



代表弁護士 吉谷 友和

宮崎県出身・早稲田大学卒業・司法試験合格・最高裁判所司法研修所第60期司法修習修了（実務修習地：宮崎）・弁護士登録（宮崎県弁護士会所属）。趣味は旅行、ドライブ、ゴルフ、料理

はじめまして。代表弁護士の吉谷です。

元号も平成から令和へと変わり新しい時代がいよいよ始まったばかりですが、皆様におかれましても、これからの輝かしい時代の新しいスタートをきられていることと思います。

さて、この度、当事務所でも令和という新時代の始まりに合わせた新しい試みとして、ニュースレターを定期的に作成して皆様にお届けすることになりました。

当事務所は、私の個人事務所時代から数えると宮崎の地で10年以上働かせていただいていることになります。現在では弁護士6名が所属する宮崎最大の弁護士法人となり、宮崎、都城、延岡、小林の県内各地にもオフィスができました。それぞれの弁護士が各事務所において重点分野、得意分野を持ち、宮崎の企業様、個人様の法律上のサポートをさせていただきます。

有難いことに現在は顧問企業様も60社を超え、宮崎の様々な業種の企業様から大変厚いご支持をいただいております。今後はさらに宮崎の発展のために日々活躍させていただける企業、団体様のサポートをさらに拡大して、私どもの立場で、宮崎の発展のために尽力していきたいと考えております。

皆様のお役に立てる情報提供をしていくこと、当事務所のことを少しでも知って、つながって頂き、より良い関係を築かせていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

2 事務所紹介インタビューVol.1

初回は宮崎事務所を取り上げます。宮崎事務所は宮崎駅近くモリタゴルフ宮崎店の隣にあり、宮崎市内の方はもちろん児湯郡、東諸県郡、西都市、日南市などからも相談や依頼がきております。早速ですが、宮崎事務所の雰囲気や魅力についてインタビュー形式で紹介していきます。



Q1.事務所内の雰囲気や弁護士と事務局のやり取りなど教えて下さい。

濱田弁護士（H）.. 弁護士と事務職が同じ部屋で勤務をしているので必要に応じてコミュニケーションを取りながら効率的な業務処理が出来ていると思います。

事務局Y.. フラットに色んな話を共有出来ていると思います。

事務局K.. 和気藹々としてるので分からないことも質問しやすいですね。

福ヶ迫弁護士（F）.. 事務局からも積極的に提案があり議論の幅も広がり、よりよい解決に繋がっているね。

H.. 事務局が困っていれば弁護士がアドバイスする、弁護士の依頼者対応の様子を事務局が把握して相談者・依頼者対応の参考にするという形が出来ているのかなと思います。

Q2.業務を行ううえでの苦労ややりがいについて教えて下さい。

F.. 交通事故案件の場合、依頼者の外部からは見えにくい被害等を賠償金に反映させるという点は苦労しますね。

H.. 基本的に悩み事やトラブルを抱えた方とお話しする仕事ですので、どういう話し方をしたら不安やストレスから解放されるのだろうか、どういう説明の仕方をしたら現状や今後の見通しについて上手く伝えられるのだろうかというのは常に考えていますね。

F.. 借金問題だと借金への精神的負担を軽減させることが出来たことに対して感謝の言葉を頂けるとやりがいを感じます。

事務局M.. 生活の立て直しができる将来の話をしていただけた時は、良かったと思えますよね。

H.. 悩みや問題が解決した時に相談者や依頼者の方がそれまでの不安やストレスから解放された瞬間に立ち会うことが出来るのもやりがいの1つだと思います。

顧問業務の場合は継続的な相談や案件でコミュニケーションをとる機会が増えることでお互いの信頼関係が深まっていくように感じますので、この点が顧問業務の大きなやりがいの1つです。

Q3.今後、積極的に取り組んでいきたいことについて教えて下さい。

事務局h.. 事務局としては業務全般のスキルを上げていくのが目標です。

F.. 交通事故案件については重度の後遺障害分野の取り扱いが可能になるように研鑽を深めていき、借金問題については個人の債務整理の業務フローに改善の余地がないかを検討していくとともに法人の倒産処理もスムーズに行えるような体制作りも行いたいですね。

H.. 民事・家事の案件については1件1件をより丁寧かつより迅速に解決に繋げていき、顧問業務に関しては現在の顧問先の皆様へより質の高いサービスを提供し続けていくこと、より多くの企業・法人の顧問業務を行っていきけるようにセミナー等を通じて積極的な情報発信をしていこうと思っています。

Q4.相談者や依頼者との関わり方で気を付けていることはありますか？

事務局K.. 相談者や依頼者の方々は分からないことだらけだと思うので、質問の回答であったり、今後の流れだったりを分かりやすく伝えるように気を付けています。

事務局M.. 私専門用語の多い世界なので出来る限り分かりやすい言葉や説明を心掛けています。

H.. 相談者・依頼者の話をよく聞いて、一方でこちらが聞きたいポイントを適切に切り取るとういうのが留意しているところです。これが案件の見立てに重要だからです。

F.. 担当している案件で具体的に言うと交通事故案件であれば、出来る限り早期の解決をするよう努めており、依頼者の方へのレスポンスもスムーズに行えるよう、事務局と情報や方針の共有化を行い、スピードを重視して業務を行っています。

負債案件については経済的な再スタートが切れるように、依頼者の方の御意向を踏まえつつ経済状況等からみて現実的な無理のない債務整理案を構築するよう心掛けていますね。

Q5.これまでにお客様からの声で嬉しかった内容や励みになったものはありますか？

F.. 負債案件だとやはり返済負担が軽減し、生活を立て直すことができたとの言葉を頂いた時がお役に立てたと嬉しく思います。

事務局h.. 生活の立て直しができ安心されている様子が分かった、嬉しいですよね。

事務局Y.. 「ありがとう」や「みなみ事務所に頼んで良かった」などの言葉は励みになりますね。

H.. 相談者・依頼者のご様子から納得してもらったな、ホッとして帰られたように見えるなど思うことが多いので、そのことを仕事へのモチベーションにしています。

Q6.法律事務所へ相談を検討されている方に対して一言

F.. 交通事故に遭われたときに治療等に専念するためにも保険会社とのやり取りは当事務所にお任せいただければと思いますので、お気軽にご相談下さい。

事務局M.. 借金問題は弁護士が介入することで解決へ向かうと言うことを借金で苦しんでいらっしゃる方の多くに知ってもらいたい。

F.. 債務整理はできるだけ早期に行うほうがより選択肢が増えます。相談者の方の現状を踏まえ、可能な限り最適な債務整理案をご提示させていただきます。

H.. 各弁護士が専門分野・重点分野を持って対応しておりますので、この点が当事務所の良いところかなと思います。

宮崎県内の各地域で拠点事務所があり、特定の分野においても相談する弁護士と別の事務所にいる専門性の高い弁護士が共同して相談に乗ることも多いので、ここも当事務所だからこそ提供できるサービスと言えるかもしれませんね。

最後にインタビュアーの事務局廣底より・・・

各事務所共通で言えることですが宮崎事務所でも特に交通事故、借金に加え離婚、相続と言った家事事件を多く解決しております。また最近は法人の案件も増えてきております。

今後も様々な分野の専門性を高め問題解決へ向け尽力致しますので、これからもよろしくお願い致します。

フォトライブラリー



5月14日、当事務所主宰で開催した「宅建業者が押さえておきたい債権法改正のポイント（連続4回）第1回 債権管理に関わる改正点」セミナーの様子（左2枚）と昨年10月のセミナーの様子（右）。



3月20日、当事務所ビル内の会議室に開催した法人「経営方針発表会2019」。今期の経営方針や各部門の目標設定を共有、弁護士・事務局が個人発表を行いました。



創刊号の原稿執筆を担当することになりました濱田です。昨年10月から当事務所主催で宮崎県内の不動産業者向けのセミナーを定期的に開催しています。

私と渉外担当事務の廣底が中心となってセミナーの準備・運営を行ってきましたので現在までの実施状況について書いてみようと思います。

不動産業者向けのセミナーの定期開催を始めた経緯

当事務所としては企業法務に力を入れていこうというのが基本方針であり、その方針に沿ってセミナーの定期開催を始めたものです。

その理由は大きく2つです。

- ①私自身が個人事務所時代から不動産業者（宅建業者）の業界団体の顧問業務を10年以上行っており業者の皆様との接点が多いこと
- ②顧問業務の一環あるいは顧問先である業界団体の紹介から不動産取引にかかわる案件を多く扱う機会が多く、案件対応を通じて得た経験やノウハウを不動産業者の皆様提供したいと考えたことです。

それでは昨年から現在までのセミナー実施状況等についてご報告いたします。

セミナーの実施状況

1 2018年

(1) 第1回セミナー（平成30年10月22日）
テーマ「宅建業者向け媒介取得&法務セミナー」
 第1講座「不動産会社が媒介取得して地域一番になる方法」 講師 株式会社 船井総合研究所 平山理陽氏

第2講座「契約が終わって安心していませんか？媒介業務の本来あるべき姿を教えます」 講師 弁護士 濱田 諭

セミナー参加者 32名 懇親会参加者 13名

(2) 第2回セミナー（平成30年12月19日）
 ※これ以降の講師は全て私1人です。
テーマ「宅建業者も押さえておきたい相続法改正の基礎知識」
 セミナー参加者 21名 懇親会参加者 20名

3 2019年

今年のテーマは2020年4月に施行が迫っている債権法改正です。

(1) 第1回セミナー（平成31年3月13日）
「宅建業者が押さえておきたい債権法改正のポイント（連続4回）第1回 債権管理に関わる改正点」
 セミナー参加者 16名 懇親会参加者 9名

このセミナーでは消滅時効に関する改正点を中心にお話ししました。

(2) 第2回セミナー（令和元年5月14日）
 第1回と同じテーマで第1回に参加できなかった方や今までお誘いできなかった業者の方を対象に行いました。
 セミナー参加者 7名 懇親会参加者 5名

(3) 第3回セミナー（令和元年6月12日）
「宅建業者が押さえておきたい債権法改正のポイント（連続4回）第2回 賃貸借契約に関わる改正点」
 セミナー参加者 14名 懇親会参加者 6名

(4) 第4回セミナー（令和元年7月10日 予定）
 第3回セミナーと同じテーマ
 (5) 第5回セミナー（令和元年9月11日 予定）
「宅建業者が押さえておきたい債権法改正のポイント（連続4回）第3回 売買契約に関わる改正点」
 (6) 第6回セミナー（令和元年10月 予定）
 第5回と同じテーマ
 (7) 第7回セミナー（令和元年12月11日 予定）

「宅建業者が押さえておきたい債権法改正のポイント（連続4回）第4回 賃貸借契約と売買契約に共通する改正点」

セミナーの定期開催を始めて良かったこと

参加者の皆様から積極的な質問をいただき（懇親会場でご質問を頂くこともあります）それにお答えするというやり取りを通じて業界内の問題意識を理解する契機となっています。また懇親会で親睦を深めることによって当事務所や弁護士の存在をより身近に感じて頂けるようになったのではないかと思います。

今後のセミナー展開について

昨年から今年にかけては不動産業者向けということで展開してきましたが、この取り組みを継続しつつ、さらに労働問題や企業コンプライアンス等をテーマにしたセミナーを宮崎県内の企業・法人の皆様向けに展開していこうと考えています。

まだご参加でない方は、ぜひ6月以降のセミナーにお申し込みください。お申込みはヒロソコまで。